

オマーンにおける国籍法と国民概念

- アフリカ系帰還移民の事例から -

大川真由子

はじめに オマーンにおける国民と外国人

I 国籍法にみる国民概念の変化

II アフリカ系帰還移民の国籍取得にみるオマーンの国民統合

おわりに オマーン人と外国人のはざままで

はじめに

オマーンにおける国民と外国人

本稿は、現代オマーンにおける国民統合の動きのなかで、1972年に制定、1983年に改正された国籍法に着目し、政府が提示する国民概念の変遷を示したうえで、実際に国籍取得を試みる東アフリカからの帰還移民が直面する問題と、その社会的背景を明らかにしようとするものである。オマーンにおけるアフリカ系帰還移民の多くは、アフリカ人(スワヒリと呼ばれるムスリム住民)との「混血」で、スワヒリ語の知識や会話能力をもつことから、オマーン社会ではアラブと見なされていない。おもな移住先であったザンジバル(タンザニアの沖合に浮かぶ島嶼部)にちなんで「ズインジバーリー(Zinjibārī, pl. Zinjibāriyīn): ザンジバル(の)人」と呼ばれるなど、彼らに対する社会的偏見が存在している。

まずは現下のオマーン国家において、その住民がどのように分類されているのかを整理して

おきたい。約240万にのぼるオマーンの総人口は、4分の3を占める「オマーン人(‘Umānī)」と「外国人(wafid)」に分けられる。1993年、オマーン史上初めて実施された国勢調査には国籍に関する質問項目が含まれ、「オマーン人」と「外国人」が区別して言及された。国勢調査はオマーンの住民にオマーン人であるか外国人であるかという表明の場を与え、両者の区別を明確化した点で重要である。同時に1970年以降、政府出版物やスルターンによるスピーチなどの公的な言説において、オマーン人は国民(al-muwātinūn)として扱われるようになった。1996年に制定された国家基本法(憲法に相当)の第1部第17項にも「すべての国民は法の下に平等であり、公的権利や義務においても同様である。ジェンダー、出自(al-aṣl)、肌の色、言語、宗教、宗派、居住地、社会的地位(al-markaz al-ijtimā’ī)に基づく差別をしてはならない(lā tamayyiz)」と謳われている。このように、政府はその国民を「オマーン人」と規定し、「オマーン人」アイデンティティの育成によって国民統合を図ってきたことがうかがわれる。本稿でもオマーン政府の用法を踏襲し、以下、オマーン人を「オマーン国籍を有する者」という意味で使用する。

つぎに、本稿が対象とするアフリカ系帰還移民をめぐる用語を明確化しておこう。ここでい

う帰還移民とは、かつてアフリカに移住したオマーン人およびその子孫のうち、オマーンに帰還(再移住)した者を指す。つまり、国籍の有無にかかわらずオマーンに在住するオマーン出自の移民全体を指している^(注1)。こうした帰還移民のうち、実際国籍を取得した者を「アフリカ系オマーン人」とする。また、オマーン出自の移民で、現在もアフリカに在住し、オマーン国籍を取得していない人びとを「オマーン移民」と言及する。これに対し、1970年以前からオマーンに居住し、アフリカとの歴史的社会的な関わりをもたないオマーン・アラブとその子孫を本稿では「ネイティブ・オマーン人」と表記する。

国内のエスニシティに関しては、国民の大多数はアラブ系であるものの、非アラブ系の住民もかなり存在し、各集団が全体としてひとつの宗教あるいは宗派に属しているといつてよい^(注2)。1970年以前からオマーンに居住する非アラブ系住民はアラブとの婚姻関係をほとんどもたないが、現在では、オマーンの公用語であるアラビア語を話し(家庭内では独自の言語を話すこともある)、オマーン国籍を有する。他方、1970年以降、東南アジアや南アジアからオマーンにきた大量の出稼ぎ労働者は外国人として扱われ、オマーン人とは明確に区別されている。彼らはおもに非熟練の建設労働者、販売員、家庭内使用人などとして働き、オマーンの近代化を支えてきた。

多様なエスニシティから成る国民と大量の外国人労働者という人口構成は、湾岸諸国では決して珍しくない。オマーンに特有なのは、1970年以降に入国してきたアフリカ系帰還移民の存在である。彼らの背景を説明するため、ここでオマーンとアフリカの歴史的関係について簡単

に説明しておきたい。

オマーンを拠点とした王朝は東アフリカ沿岸部全体での支配権を17世紀末には確立していた。ブーサイード朝君主サイイド・サイイド(Sayyid Sa'īd ibn Sulṭān, 在位1806-1856)が1832年に首都をザンジバルに移し、そこからオマーンと東アフリカ双方を統治するようになると、オマーンからさらに多くの人々が東アフリカに移住するようになった。1890年にイギリスの保護領下に入った後も、1963年に独立するまで、ザンジバルはオマーンのスルターンによって統治されていた。ところが独立の1カ月後アフリカ人主体の革命により、アラブ系住民(おもにオマーン系)は追放された。

一方、オマーン本国では1970年まで約1世紀にわたり外界との交流が制限されていた。そのためザンジバルを追われたオマーン移民は難民化し、アフリカ大陸部や湾岸諸国に留まることを余儀なくされた。インフラや教育を中心とする近代的制度の整備がほとんど進んでいない状態のなか、1970年に即位し近代化路線へとかじを切った現スルターンにとって、彼の政策を担う人的資源の不足はきわめて深刻な問題であった。そこで彼は海外で教育を受け語学にも堪能な在外オマーン移民を呼び戻し、国家建設に登用する策を打ち出した。その数は数万と推測できる(1970年当時のオマーンの人口は約66万人)[大川2006a, 112]

こうしてオマーンにやってきたアフリカ系帰還移民は、医師や技師、大学教員などの専門職として社会進出を果たし、社会経済的にも富裕な中間層の一部を占めている。オマーン人に出自をたどれることから、外国人労働者には与えられない国籍も彼らにはオマーン移住後ほぼ無

条件に付与された。ところが彼らのような帰還移民の受け入れは1980年代に入って制限されるようになり、1990年代以降、ほぼ停止状態となっている。その際、決定的な効力をもっていたのが1983年の国籍法改正であった。

1970年以降の近代化に伴い、こうした移民や外国人労働者の流入によるエスニシティ構成の複雑化、新中産階級の登場、宗教・宗派意識の高揚など、オマーンの社会構造は大きく変化した。スルターンはマイノリティ集団に配慮しつつ、国内のいかなる差異化も強調しない政策をとっている。統計のなかに、エスニシティだけでなく言語、宗教・宗派についての言及が一切ないのも、差異化を認めない政府側の意向が反映されているからである。エスニシティ、宗派、部族、地域(オマーンの場合はとくに北部と南部の歴史的対立)などの社会的亀裂が存在するからこそ、政府は国民統合に対する努力をし、それは一見順調に進んでいるように思われる。

本稿では、国籍法の制定・改正を、国民統合に向けて1970年以降政府が推進してきた諸政策^(注3)のひとつととらえ、法改正によって政府が定める国民概念からアフリカ系帰還移民がどのように除外されていったのかを検討していく。次節ではオマーンの国籍法の改正過程から国民概念の変遷を示し、国籍取得時の重要な要件として1983年にアラビア語能力が追加されたことを指摘する。それを踏まえ第Ⅱ節では、国民と外国人とのあいだで曖昧な位置に置かれていたアフリカ系帰還移民が、国家の定める国民概念の変化によって、実際どのような困難に直面したのかをオマーンの世界背景をまじえて分析する。それにより、数世代にわたる移民生活ののちに本国に移住してきた帰還移民が直面す

る、出生地主義とも血統主義ともいえない国民の条件を示したい。

I 国籍法にみる国民概念の変化

本節ではオマーンの国籍法を参照しながら、国民概念の変化をみていく。以下ではオマーンの国民概念を規定している三つの文書を検討する。第一は1972年に制定された国籍法(「オマーン国籍に関する特別法第1/72号」)で、以下1972年法と記す。第二は改正法A(「オマーン国籍制度およびその改正法」に関するスルターン勅令第3/83号[Wizāra al-dakhiliya 1983a])で、これは内務省が定期的に刊行しているスルターン勅令集に収められている。第三は改正法Bで、「オマーン国籍制度およびその改正法」に関するスルターン勅令第3/83号と「オマーン人と外国人の婚姻に関する制度」発出に関する内務省省令第92/93号というタイトルの冊子[Wizāra al-dakhiliya 1983b]である。改正法AとBはいずれも1983年内務省発効、そして条文自体の承認日も同じであるにもかかわらず、その内容が多少異なっている。内容から推測すると前者が古く、最新版は後者であろう。

1. 1972年法における規定

まず1972年法から見てみよう^(注4)。第1条ではオマーン人とは誰かが規定されている。

第1条 法的にオマーン人と見なされる者

- ① 出生地がオマーン国内あるいは国外で、オマーン人(‘Umāni)の父から生まれた者。
- ② 出生地がオマーン国内あるいは国外で、オマーン人の母から生まれた者で、法的父子

- 関係が証明できず、父が不明の場合、あるいは、その父がオマーン国籍を喪失している場合。
- ③父母ともに不明で、オマーンにおいて出生した者。
- ④出生地がオマーン国内で、かつオマーンに通常居住しており、当該子が出生した時点でその父がオマーン国籍を喪失しており、国籍喪失状態が継続している場合。
- ⑤成人年齢に満たない非嫡出子だが、父あるいは母いずれかがオマーン人であることが認められた子ども。親子関係が両親によって証明された場合、養父がオマーン人であれば子どもその国籍に従う。
- ⑥オマーン人に出自をたどることができ、他の国籍を取得しておらず、規定に基づくオマーン国籍への申請をしなかった者。

まずは、「オマーン人」を規定する条項であるにもかかわらず、条項①から「オマーン人」という用語が定義なく使用されているために生じる曖昧さを指摘しておかねばならないだろう。条項①、②にある「オマーン人(の父あるいは母)」の定義なしにオマーン人という全体を厳密に定義することはできないからである。オマーン政府はあえてこの点を曖昧にしている可能性はあるし、「人」の出発点に対する規定を設けない(あるいは設けることができない)のは国籍法において珍しい事象ではない。だが、少しつきつめて考えると、本条項が定義する「オマーン人」と、条項内で使用されている「オマーン人」は意味が異なるのは明白である。前者はオマーン国籍を有する者、つまりオマーン国民であるのに対し、後者は歴史的にオマーンと呼ばれる地

で生まれた人という程度の緩やかな意味で理解してよからう。ここでいう歴史的なオマーンというのは、領土の拡大・縮小はあるものの、アラビア半島内に限定されるものであり、東アフリカやアジアにもっていかつての「植民地」は含まれないと考える。とするならば、父である母であれ、どちらかが歴史的オマーンの地で生まれているか、本人がオマーン国内で生まれていればオマーン人であるとまとめることができる。

ただし、父系を重視するオマーン社会において、②のように父子関係が証明できないとか、父親が不明であるという例はそれほど多くない。また③は、字義どおり考えればオマーンにおいて生まれた外国人(たとえば出稼ぎ労働者の子どもなど)も含まれるが、オマーン生まれであっても、父母いずれかが判明していればオマーン人とは見なされない。いずれにせよ、両親ともに不明という事態はそれほど多くないだろう。④のケースも、代々オマーンに居住していれば父親がオマーン国籍を喪失することはほとんどないから数的には多くない。④にあてはまるのは、オマーン国籍をもっていない在外オマーン移民(アフリカ系とは限らず、近隣のアラブ諸国在住も含む)で、オマーンに移住したが国籍を与えられない父親をもつ子どもということになる。⑤に関していうと、婚前の処女性が重視されるイスラーム世界、とくにそのなかでも「保守的」なオマーン社会において、法律上の婚姻関係にない男女のあいだに生まれる子どもはそれほど多くない。管見の及ぶ限り、非嫡出子は孤児として(本来は親族が面倒をみるべきだとオマーンでは考えられているが)、親に見捨てられた身体障害児らとともに児童保護センターに預けられ

るというケースがいくつかある程度である^(注5)。つまり、②から⑤にあてはまるケースはそれほど多くない。これに対し、⑥はオマーンに出自をたどることができれば、出生地は問われない。つまりアフリカ系を含む在外オマーン移民の多くがここに含まれる^(注6)。先に述べたように、⑥に該当する男性を父親としてオマーンで生まれた場合は④に該当することになる。

つぎに、国籍法(1972年法)第2条、外国人によるオマーン国籍取得についてみていこう。

第2条 外国人は、以下の条件を満たす場合にオマーン国籍を申請することができる。

- ① 法的成人年齢に達していること。
- ② 書面にて国籍の申請がなされていること。
- ③ 在留許可申請前から合計西暦年10年間以上、オマーン人と婚姻している者は合計西暦年2年以上オマーン国内に合法的に継続居住していること。1年間につき、2カ月を超えない範囲での私用による一時的出国は、継続在留認定を妨げない。
- ④ 健康体で、障害がなく、過去に名誉・信頼を損なうような有罪判決を受けていても、その回復がなされている者。
- ⑤ 合法的な生活費獲得手段を有し、本人および扶養者のために十分な所得を得ている者。
- ⑥ 居住する州もしくは行政区の裁判官の前で以下の宣誓をしなければならない。「わたしはオマーン・スルターン国に忠誠を誓い(muwāli)、その法律・慣習・伝統を尊重し、善良な国民となることを偉大なるアッラーに誓い、アッラーをこの発言の証人とします。」

ここで示した国籍法の第1条および第2条は、1983年に大きく修正されることになる。

2. 改正法による修正点

1972年に制定された国籍法はその後2回の改正を重ねている。まずは第1条の修正点からみていこう。1972年法第1条は①から⑥の条項を含むが、改正法Aでは⑥が、さらに改正法Bでは⑤が削除された。つまり改正にあたり、養父がオマーン人ではない非嫡出子、そしてオマーン人に出自をたどれる帰還移民が国家の定める国民概念から除外されることで、オマーン人の範囲が狭められていることがわかる。⑤に該当するケースはそれほど多くないことはすでに指摘したが、大きな変化は改正法A、つまり1983年に条項⑥が削除されたという点である。⑥の削除は、近隣諸国や東アフリカからオマーンに帰還し、それまで国民と認められてきた人びとが該当しなくなったという意味で重要である点をここで確認しておきたい。この条項と関わり、本稿が対象とするアフリカ系帰還移民の受け入れについては次節にて詳述する。

つぎに第2条の修正点を以下に示そう。改正法Aでは①と③の内容が修正されるとともに、②が⑥に組み込まれた。改正法AとBの違いは②の居住年数のみなので、Bに関してはカッコ内に示す。

- ① 法的成人年齢に達し、アラビア語の読み書きに熟達(mulimm bi al-lugha al-'arabiya kitāba wa qirā'a)していること。
- ② 在留許可申請前から合計西暦年15年(20年)間以上、オマーン人と婚姻している者は合計西暦年10年(7年)以上オマーン国内に合

法的に継続居住していること。(以下同)

- ③1972年法④に同じ。
- ④1972年法⑤に同じ。
- ⑤内務省にて用意された国籍取得申請用紙を提出し、以前の国籍の放棄の意志と当該国法律が国籍放棄を認めたことが確認できること。(以下同)

特筆すべきは、新たにアラビア語の読み書き能力が条件とされた点、そして申請時での継続居住年数が、合計西暦年で10年以上(オマーン人との婚姻者は2年)から15年、さらには20年以上(オマーン人との婚姻者は7年、10年)に延長された点である。①のアラビア語能力については、政府が国籍取得申請時にアラビア語能力試験を実施している。つまり、先に述べた2回の改正によってオマーン人の範囲が狭められたことに伴い、国籍取得の条件もかなりの程度厳しくなった。現在では、両親いずれかがオマーン人(国籍をもっている)でなければ、その子どもがオマーン国籍を取得することは難しいといえる。

II アフリカ系帰還移民の国籍取得にみるオマーンの国民統合

本節では、前節でみたような国籍法の変化にあわせて、アフリカ系帰還移民の受け入れ政策がどう変化していったのかを検討したうえで、国家が国民概念の枠を縮小させるにあたり採用した方法を明らかにする。

1972年法第1条でポイントになるのが条項⑥、とくに「出自(origin)」という考え方である(注7)。ここでは他の条項で規定しているように「父あるいは母がオマーン人であること」や

本人の出生地は問われない。両親の国籍や出生地と異なり、出自は法的に証明できない事項である。しかし逆にその曖昧さがアフリカ系帰還移民に門戸を開いた。実際、アフリカに渡ったオマーン移民の多くはオマーンのパスポート(注8)をもっていたわけではなかったが、移住時に故地のシャイフ(有力者)や親族によってオマーン出自を証明してもらくと、国籍はすぐに与えられた。ほとんどのアフリカ系帰還移民はかつてこの方法で国籍を取得したのである。

なお本節では、筆者が2000年から2005年にかけて延べ28カ月にわたっておもにオマーン的首都マスカトでおこなったフィールドワークから得たデータを提示する。調査はインタビュー形式で、91人のアフリカ系帰還移民およびその子孫(20~70代の男女)のライフストーリーや意識調査と、ネイティブ・オマーン人も対象とした参与観察に基づいている(注9)。

1. アフリカ系帰還移民による国籍取得への歯止め

1970年代、政府はいわば「来る者は拒まず」の姿勢で、帰還移民には無条件で国籍を与えていた。それが1983年の改正法Aによって条項⑥がはずされると、アフリカ系帰還移民の国籍取得に歯止めがかかるようになった。改正法第1条(最新版である改正法B)をアフリカ系帰還移民にあてはめて考えてみよう。

まず、オマーンで生まれたアフリカ系帰還移民の子孫はどうだろうか。彼(女)が生まれた時点で父親がオマーン人であれば①に該当するが、そうでないとしても④に該当する。要するに、オマーンで生まれていれば何の問題もない。これに対し、アフリカで出生した帰還移民の場

合はそう簡単ではない。③と④は「オマーンでの出生」と明確に定義しているため、アフリカ生まれの帰還移民は完全に除外される。①、②に関しても、父あるいは母が「オマーン人」であることを法的に証明することは難しい。なぜなら、オマーンからアフリカへの移住は1960年代初頭にはほぼ完了していたが、その際、オマーンのパスポートを携帯していたオマーン移民はほとんどいなかったからである。事実、インタビューに応じてくれた者のうち、両親がオマーン生まれという例はごく少数であり、祖父以上の世代でアフリカに移住しているケースがほとんどである。したがって、父あるいは母もアフリカで生まれた場合がほとんどであり、両親いずれかがオマーン人であることは証明しづらい。

たとえ父あるいは母がオマーンで生まれていたとしても、パスポートがない場合、身分を法的に証明することは現実的ではない。アフリカ生まれのオマーン移民が1983年以降に帰還しようとしたときに、まったく問題なく国籍を取得できる唯一の可能性は、本人がオマーンで生まれてアフリカに移民し、帰還した移民第一世代の場合である。ただし、インタビューに応じてくれた91人のアフリカ系帰還移民およびその子孫に移民第一世代は1人もいない。データの母数は少ないが、大量移民の開始が1830年代以降であることを考えあわせると、1970年の時点でも彼らの実数は全体的にみてそれほど多くはないと思われる。多くのアフリカ系帰還移民が①から④の条項に該当しないのであるから、この条項⑥の効力が絶大であったことは想像に難くない。

初期の国籍法は外国人出稼ぎ労働者をオマ-

ン人と認めない、つまり国民と外国人の区別を明確化する程度の効果しかなかった。とはいえ、そもそも外国人出稼ぎ労働者はオマーン国籍を取得する意図は必ずしもなく、あくまでも出稼ぎ目的の一時的滞在である。オマーンでは二重国籍を認めていないため、厳しい条件をクリアし、かつ出身地の国籍を捨ててまでオマーン国籍を取得する利点はないと考えられている。だが1983年の改正法は、国民と外国人の区別のほかにも、オマーン出自がたどれるアフリカ生まれの帰還移民を排除する機能をもっていた。

2. 外国人としての国籍取得の困難

それでは、国籍法改正によってオマーン国籍の取得プロセスにどのような変化が生じたのであろうか。「外国人」として扱われるアフリカ系帰還移民は第2条の規定を満たさないと国籍取得が困難になってしまったのである。

たとえば、1988年にオマーンに移住した女性サーラ(仮名)の例を紹介しよう(注10)。サーラは、1959年タンザニア(当時のタンガニーカ)に生まれた。父親はオマーンからタンザニアに渡ったオマーン移民で、母親はタンザニア生まれのオマーン移民である。タンザニアで大学を卒業したサーラは、大学で知り合ったオマーン移民の男性と結婚した。医師である夫の仕事の関係で夫婦でイギリスに渡り、サーラはそこで統計学の修士号を取得した。1985年に今度はイギリスからサウディアラビアに渡り、3年間教師として働いた後、1988年にオマーンに移住している。移住時はサーラもその夫もタンザニアのパスポートをもっていた。すぐに夫婦ともにオマーン国籍を申請し、夫は3年後に取得したが、サーラは13年経っても取れずにいた(注11)。オマーン

に到着した段階では夫婦ともに「外国人」であり、息子は私立学校の外国人クラスに割り当てられていた。しかし息子は、父親の国籍取得と同時に、自身もオマーン国籍を付与されたため、普通のオマーン人クラスに編入することになった。通常のクラスでは、宗教(イスラーム)の授業が必修となり、それまで英語で受けていた授業もすべてアラビア語に変わった。息子の必要性に迫られ、スワヒリ語を母語とするサーラと息子は、一緒にアラビア語の家庭教師から授業を受けるようになった。

サーラの場合、父親はオマーン生まれだが、彼がオマーンを出たときパスポートは存在していなかったため、国籍を法的に証明することができなかった。母親もオマーン移民だがタンザニア生まれである。サーラの両親およびキョウダイは現在もタンザニアに留まり、同地で国民となっている。親族のほとんどがタンザニアに定住してしまっているため、オマーンにおいて彼女の出自を証明することが難しいのだという。これに対し、彼女の夫は3年かかったもののオマーン国籍を取得できた^(注12)。

実際、オマーン国籍を取得したくても果たせず、アフリカに留まっているオマーン移民は多い。2004年10月、ザンジバルの中心地ストーン・タウン在住のオマーン移民20人余りに話を聞いたところ、1980年代から1990年代にかけてオマーン国籍取得を試みた者がかなりいた。しかしいずれも認められなかったという。彼らが1970年代初めにオマーンに移住できなかったのは、革命後ザンジバルを離れるほどの経済力がなかったか、あるいは数世代のうちにオマーンの親族との連絡が疎遠になってしまい人的ネットワークを喪失してしまったことが理由であ

る。サーラのように、国籍を与えられないにもかかわらずオマーンに滞在しつづける例はごくまれで、たいていは帰還自体をあきらめてアフリカに留まるか、オマーン以外の土地(UAEなどに)に住んでいる。サーラはいまだ外国人であることから、海外旅行をするたびにオマーン人である家族とは別の手続きを踏まねばならないこと、さらには日常生活においても周囲からオマーン人と見なされないことに対する不満を吐露していた。親戚を訪問しにアフリカに家族で旅行する際も、帰国時、自分だけが別室でマラリアの検査を受けねばならないときは悲しくなるのだという。厳しい条件をクリアしてオマーンの国籍を取得するよりも、いっそのこと、家族でアメリカに移住することも検討していると語っていた。

毎年オマーンにいるアフリカ系オマーン人の親族のもとを訪ねてくるオマーン移民(現在はアフリカ諸国のいずれかの国籍をもつ)も非常に多い。なかには1年のほとんどの時期をオマーンで過ごし、ビザが切れる数カ月ごとに出国し、再入国しているオマーン移民もいる。彼らに適應されるビザには数種類あるが、オマーンに親戚がいる場合は3カ月の滞在が許可される「親戚ビザ」(1カ月の延長可)が発行されるので、該当者のなかには4カ月ごとにマスカトから車で4時間ほどの外国であるUAEのドバイに行き、オマーンに再入国する方法を採る者もいる。たとえオマーン出自をたどれても「外国人」としての国籍取得は、それほどまでに困難になってしまったのである。

3. 例外 出自重視の傾向

ただし、⑥の条項がはずされた1983年以降、

国籍取得がまったく不可能だったわけではない。インタビューに応じてくれた91人のアフリカ系帰還移民およびその子孫のなかでオマーン生まれを除く73人のうち、1983年以降に移住し、国籍を取得した人は14人いる。これは、国籍取得が国籍を発行する内務省とのコネに依存している部分もあるからである。実際、1983年以降にオマーンに移住した14人のなかで、国籍法に規定されているようなアラビア語能力試験を受けたアフリカ系帰還移民は1人しかいない。大部分は厳密に言えば国籍法に合致しない、1983年以前と同じ方法(つまりオマーン出自の証明のみ、1972年法の条項⑥の適用)で、国籍を獲得したといつてよい。その多くが有力部族の出身者である。さきに紹介したサーラの夫も、オマーンにおいて最大にしてエリート部族のひとつであるアル＝ハールシーの出身で、国内唯一の国立大学病院勤務の医師であるのに対し、サーラ自身はアル＝ソッリーという、オマーンではあまり聞かない部族出身である。サーラとその夫の違いをもたらしたのは、(彼女が説明するような)出自を証明できるような親族の有無のほかにも、こうした出自重視とコネという慣行が引き続き影響していると考えられる。

アフリカ系ではないが、次のような例外もある。1983年法が出された年に、「特定個人への国籍付与」という勅令が出されている。たとえばスルターン勅令第46/83号では12人の外国人に国籍が付与されているが、いずれもインド系住民でそのうち6人はバンヤン(ヒンドゥー商人)である大富豪K一族の出身であった。彼らはオマーン国内でも非常に有力な一族だが、アラビア語の読み書き能力については、筆者の知人らも首をかしげており、こうした国籍付与は明ら

かなコネであるといっていた。現在でも年に一度あるいは数年に一度ほど、こうした国籍付与の勅令が発表されている。もっとも、国籍法の第3条には、「オマーン国籍の外国人への付与に関するスルターン特別勅令によって、第2条の帰化条件にしばられることなく、例外的に国籍付与が認められることがありえる」と規定されているため、上記のインド系住民はこの特例に該当したと思われる。ちなみに1983年当時、アフリカ系帰還移民であればこのように勅令で発表されることなく、オマーンに出自がたどれればすぐに国籍は与えられていた。

だが上記のサーラの例からわかるように、国籍取得を望むすべてのオマーン移民あるいは帰還移民がコネをもっているわけではない。もはやオマーン国籍を取得するためには、20年以上の滞在とアラビア語能力試験という外国人に適應される条件をクリアしなければならなくなったとサーラは語る^(注13)。こうしたアラビア語能力試験(日常的に使用される口語、アーンミーヤではなく正則アラビア語、フスハーの能力)は、1970年代の帰還移民には適用されていなかった条件である。その証拠に、アフリカ系オマーン人の年輩者のなかには、アラビア語での会話に問題はなくても、読み書き能力に欠けている者が多い。アラビア語を母語としない者にとって、「アラビア語(フスハー)の読み書きに熟達」することは非常に困難である^(注14)。アフリカ出身の帰還移民のみならず、アラブ諸国以外からの外国人出稼ぎ労働者が容易にオマーン国籍を取得できない理由はここにある。

以上のように、1983年の法改正によってオマーンの国民概念が縮小され、オマーン国籍を得るためには新たにアラビア語の読み書き能力が

要求されるようになったため、スワヒリ語を母語とするアフリカ系帰還移民は困難に直面した。1970年代はオマーン出自さえたどれば自動的に与えられていた国籍が、1980年代に入ると法的に制限され、徐々にコネも通りにくくなった。1990年代には、強力なコネによる例外を除いて、アフリカ系帰還移民の国籍取得はほとんど不可能になったといわれている。そもそも政府は本国の人材不足を補うために積極的にアフリカ系帰還移民を導入したにもかかわらず、今度は彼らの帰還や国籍取得が困難になるような政策に転換したのであった。こうしてオマーンの国籍を固定化して他者を創造・排除することにより、より均質な国民を創ることができる。アフリカ系以外にも帰還移民はいるが、その多くがアラブ・イスラーム圏からの帰還であるために、アラビア語能力試験は彼らの国籍取得の障害にはならなかった。そう考えると、オマーン政府の求める「均質な」国民性にはアラビア語という要素が大きな位置を占めているといえよう。

おわりに オマーン人と外国人のはざま

本稿では、国籍法改正を政府が推進してきたさまざまな国民統合政策のひとつと位置づけ、その内容と変更の過程を検討することによって、政府がいかにかアフリカ系帰還移民を国民概念から除外してきたかを示した。最後に国籍法改正による国民概念の変化をまとめ、国籍取得の側面からみたオマーンの国民統合の特徴を述べてみたい。

1972年の国籍法は、国民と外国人の区別を明

確にした点で重要であった。だが、オマーン人に出自をたどることができる者を国民と認める条項が含まれていたことに加え、それを証明する方法が明記されておらず、アフリカ系帰還移民の多くは親族や部族のシャイフからの証言でこの条件をクリアしていたということを考えると、この段階でのオマーン人には、将来的に移住してくるであろう在外オマーン移民が含まれていたといっただけよい。実際、1970年代スルターンは国家建設のために、政策的にも帰還移民を歓迎していたのである。

ところがオマーン人に出自をたどれる人びとを国民概念から除外する1983年の改正法は、事実上1970年代に無条件で受け入れられていたアフリカ系帰還移民への国籍付与を制限することとなった。あるいは、むしろ政府は国家建設のために帰還移民を受け入れるべく、国民概念を一時的に緩く規定していただけなのかもしれない。いずれにせよ、政府がそれまでの移民政策に反して、なぜ1983年に国籍法改正に踏み切ったのかは定かではないが、社会経済的背景として以下のことが推測できる。

第一に、1980年代初めは近代教育の普及によって、1970年以前からオマーンに住んでいたネイティブ・オマーン人の人材育成の成果が出はじめたのと同時に、アフリカからの帰還が一段落した時期でもあったこと。第二に、すでに国内の省庁や民間企業(とくに石油会社や銀行、ホテルなど英語力が必要とされる業種)は1970年代に帰還したアフリカ系オマーン人によって占められていたため、政府は1980年代に入ったあたりからアフリカ系帰還移民受け入れの門戸を閉じ、増加傾向にあったネイティブ・オマーン人の高学歴保持者のための雇用機会を確保する必

要性を認識しはじめたこと。第三に、オマーン側にすべての帰還移民を受け入れるほどの経済的余力がなくなってきたという事情である^(注15)。さらに文化社会的にみても、スワヒリ語を話し、服装や日常的振る舞いにおいてスワヒリ文化を身につけているアフリカ系帰還移民の受け入れはネイティブ・オマーン人側からの反発も含め、オマーン社会への影響も大きい[大川 2006b]。国民統合の面から考えると、こうした「異質な」存在のさらなる流入は歓迎すべきものではないであろう。

オマーンの国籍は、出生地を問わず、父親の国籍が子の国籍になるという意味では血統主義だが、アフリカ系帰還移民のように数世代にわたる移民生活ののちに本国に戻った者にとっては、父親の国籍がオマーン人であることが法的に証明できないケースが多い。たとえ出自を数世代前のオマーン人にたどることができても、当人の国籍を決定するのは直前世代の父親の国籍であることが、アフリカ系帰還移民の国籍取得を困難にした。法改正の前後で、アフリカ系帰還移民は国民から外国人へと立場が変わってしまったのである。その意味は大きい。オマーンの場合、国民は教育費や医療費が無料であるし、納税の義務がない、さらには成年男性には土地が無料で分配されるなど、石油経済の恩恵に与ることができる^(注16)。また唯一の国立大学であるスルターン・カーブス大学はごく少数の例外(数十人程度のGCC諸国民)を除き、オマーン人にしか入学を許可していない。

これに対し、外国人は、賃金^(注17)や社会福祉の条件のみならず、オマーンの国民服であるディシュダーシャの着用を禁止されるなど服装の面でも国民と差異化されている。オマーン政府

は外国人労働者を、自国民が教育を受け、近代経済の一端を担えるようになるまでの代替的労働力と認識しており、インフラや教育制度がほぼ完成した1988年以降、労働力のオマーン人化を進めている。このオマーン人化プログラムには教育や職業訓練を改善する制度的な改革が含まれており、政府部門における全就労者中のオマーン人の割合は、1980年の61.4%から2005年の84.7%にまで上昇している[Ministry of National Economy 2006]。2005年11月26日付の『オマーン・デイリー・オブザーバー(Oman Daily Observer)』紙によれば、一般に難しいといわれる民間企業のオマーン人化に関しても、2004年末の17.0%に対して2005年9月末時点では18.7%と、着実に進んでいる^(注18)。そのような状況の中、アフリカ系帰還移民の受け入れを制限するだけでは、もはや間に合わなくなってきたのであろう。オマーン人に出自をまったくたどれない外国人出稼ぎ労働者に対しては、国籍を与えないのみならず、国内からの締め出しにかかっている^(注19)。とはいえ、先に述べたように、一時的滞在を目的とした外国人出稼ぎ労働者にオマーン国籍取得の利点も意志もないのであるから、国籍法改正に翻弄されたのは国籍取得を望むアフリカ系帰還移民といえよう。

冒頭でも述べたように、エスニシティ、宗派、部族、地域などの社会的亀裂が存在するからこそ、政府は国民統合に対する努力をし、それは一見順調に進んでいるように思われる。それでもオマーン人内部のエスニシティや出自に基づく社会的区分は、階層化された形でオマーン人自身に意識されている。紙幅の関係上本稿では触れなかったが、アラブと非アラブの序列のほかにも、マワリー(al-mawālī, sg. mawlā)と呼

ばれる従属的な地位に置かれている集団(フッダーム[khuddām, sg. khādim]やバヤーシラ[al-Bayāsira, sg. Baysari]など)に対する差別・偏見もある。アフリカ系オマーン人もオマーン国籍をもっているとはいえ、出自の観点からいうとネイティブ・オマーン人からアラブと見なされていないため一段劣った存在にみられるなど、複雑に入り組んだエスニシティはさまざまな問題をはらんでいる。こうした国内のエスニシティの差異を不可視にし、国民統合をアピールするためにも、政府はエスニック・アイデンティティではなくナショナル・アイデンティティを強調しているのである。

〔謝辞〕本稿執筆にあたり、国立民族学博物館の丹羽典生氏、および2名の査読者から草稿に有益なコメントをいただいた。ここに記してお礼を申しあげたい。

(注1) そのなかにはアフリカ出身者のみならず、オマーンに帰還した者の子孫(オマーン生まれ)も含まれる。彼らもオマーン社会において「ズインジバーリー」と呼ばれている。実際は「帰還」という行為をおこなっていないオマーン生まれの者に対して帰還移民と呼ぶことには議論の余地があり、彼らをめぐる用語の定義は今後の課題としたい。さしあたり本稿において、とくにオマーン生まれの者を含む記述の際には「アフリカ系帰還移民およびその子孫」とした。

(注2) 宗教に関しては、国民の圧倒的多数がムスリムであり、残りはごく少数のヒンドゥーである。イスラーム内部の宗派でみると、人口の多い順にイバード派、スンナ派、シーア派が共存する。エスニシティとの関係でいうと、インド系シーア派ムスリムのラワーティヤ(al-Lawātiya)とヒンドゥー商人のバンヤン(al-Banyan)は18世紀の移住当初からオマーンの経済を担ってきた。また、アラブに次いで最大のエスニック・グループを形成しているバルーチ

(al-Balūsh)のほか、彼らと類似した慣習や通婚関係をもつズイドジャーリーヤ(al-Zidjāliya)はいずれもスンナ派で、軍関係者に多い。さらにペルシア系シーア派のアジャム(al-'Ajām)、飛び地のムサンダム半島に住むスンナ派のシフーフ(Shihūh)、南部のズファール地方に住み、文化的にイエメンのハドラマウト地方とつながりをもつスンナ派のジャッバリーー(Jabbālī)と呼ばれる山地民が存在する。

(注3) 近代国家の形成過程において国民意識の創成は国家にとって重要課題のひとつである。オマーンを含めたアラビア半島では、ジャーヒリーヤ時代以来存在しているアサビーヤ(血統意識に支えられた部族的連帯意識)が、国民統合の阻害要因と見なされた。そのため政府は、部族からの忠誠を得ると同時に、このアサビーヤを国民意識に改変するための政策を講じてきた。本稿で詳しく論じることはできないが、たとえばアメリカの人類学者アイケルマンは、1970年以降オマーン国家が、教育や官僚政治、警察・軍隊・公安など政府部門の拡大に伴う雇用やビジネスチャンスを提供したり、インフラや通信機能を整備することによって、国民意識を増大させてきたことを指摘している[Eickelman 1989, 10]。だがこのほかにも、近代国家としてのオマーンが誕生した1970年以来、国民意識を生成・強化するいくつかの要因があったと思われる。たとえば1970年の国名変更、1972年の国籍法の施行およびその後の改正(1983年、1993年)、そして1990年代の国勢調査の実施、国境の確定および憲法に相当する国家基本法の発布などである。

(注4) 1970年代の勅令集(Al-Jarīda al-Rasmiya)は政府機関や図書館にも保存されており入手不可能だったため、1972年の勅令に関しては、民間の翻訳会社管理している英語版(非公式版)を参照した。

(注5) 社会労働省の管轄下に置かれている児童保護センター(The Child Care Center)には、2000年の時点で、35人の孤児(生後3カ月から13歳)があり、25人のスタッフに世話されていた。

(注6) ただし、条項⑥の「他の国籍を取得しておらず(never obtained any other nationality)」に関しては不明な点がある。オマーン入国時、アフリカ系帰還移民は通常アフリカにおける出身地の国籍をもっていたはずである。だが、もしこの条件が本当にあてはまるとしたら、その人間はオマーンに入国する時点

で無国籍ということになる。「他の国籍を取得していない」ことが本当は何を意味するのか、事実として可能なのかは判断としない。

(注7) 参照したのが英語版であるため確証はないが、おそらくアラビア語ではアスル(asl)という語が使用されていたと思われる。

(注8) 1970年以前は内陸部(オマーン)と海岸部(マスカト)が分裂し、異なる指導者によって統治されていたので、それぞれが発行するパスポートの色も異なっていた。アフリカへの移住時オマーンのパスポートを所持していた者は数名いたが、多くは海岸部が発行した赤のパスポートであった(内陸部のパスポートは緑色)。現在のオマーンのパスポートは赤色である。

(注9) 91人の属性は以下のとおりである。

性別 男性: 56人, 女性: 35人。

出身地 ザンジバル: 38人, ケニア: 5人, タンザニア本土: 12人, ブルンディ: 8人, ルワンダ: 4人, コンゴ民主共和国: 4人, ウガンダ: 1人, エジプト: 1人, オマーン: 18人。

年代 20代: 30人, 30代: 20人, 40代: 25人, 50代以上: 16人。

宗派 イバード派: 80人, スンナ派: 10人, シーア派1人。

(注10) 2000年10月30日および2001年6月12日, オマーン, マスカトのサーラの自宅にて筆者による彼女へのインタビューによる。

(注11) 2001年のインタビュー当時の情報である。

(注12) サーラの夫の場合, 改正法に合致した方法で国籍を取得したかどうかは不明である。

(注13) 国籍法の変更とともに, サーラには国内に親族がいなかったという個人的事情も大きく働いている。

(注14) 教育省の担当者によると, 1970年から1980年代後半まで, “Arabic Language for Returnees (Al-lughah al-‘arabiya lil-‘āidin)” という帰還移民のためのアラビア語カリキュラムが存在していた。これは夜間におこなわれる成人教育の一環で, アラビア語の読み書きや会話のできないアフリカ系オマーン人らにアラビア語を教授するという内容であった。

(注15) このような事情はドイツにもみられる。かつて東方(旧ソ連や東欧)に移住したドイツ人移民の子孫がソ連崩壊後, 数百万規模でドイツに帰還するという現象が起きた。彼らはアオスジードラー(帰還者)と呼ばれ, ドイツ国籍が付与されたが, このほかに

もガストアルバイターと呼ばれる外国人労働者も大量に流入していることから, 政府は1993年, 帰還者の流入規制に踏み切り, 帰還者の受け入れを厳格化した。ドイツ語を話さないこうした帰還者の国民統合面での問題は, アフリカ系帰還移民と通ずるものがある。

(注16) 石油収入による経済的恩恵を国民のみが享受できるという傾向はオマーンのみならず, 湾岸諸国全般にみられるが[高橋 1993参照], 石油の富は国民統合を目的とした文化遺産復興にも利用されている。湾岸諸国ではラクダレースを国民文化産業として復興させ, 文化的アイデンティティのよりどころとしていることがある。ラクダ協会や競技場の設立, 大規模レースの開催は, 石油の富が集中している王族からの経済的援助によって可能となった。現在では伝統的な国民行事として定着しているラクダレースも近代(UAEやオマーンでは1980年代以降)に創成されたものであることが指摘されている[Khalaf 1999; 2000; 大川 2002]

(注17) オマーン人と外国人の所得差は大きい。オマーンの公立小学校勤続30年のスーダン人アラビア語教師(大卒)の月給は, オマーン人公務員(大卒)の初任給の半分以下である。外国人である前者は3人の子どもをオマーンの国立大学に通わせることができないことから(私立大学に通わせるほどの経済的余裕はない), イラクあるいはエジプトの大学に留学させたが, 翻訳などの副業をしながら学費を工面していた。

(注18) 数値は筆者が算出。

(注19) 外国人には入念な入国審査がおこなわれており, 入国後も公安当局の厳重な監視下に置かれる。2000年代に入ると密入国者が摘発され, 出身国に送還されるというニュースが目につくようになってきている。

【文献リスト】

日本語文献

大川真由子 2002. 『近代化』のなかのラクダとベドウィン オマーンのラクダレースの分析を通じて」『社会人類学年報』Vol.29(9月)149-164.

2006a. 「アフリカ系オマーン人の人類学的研究 『帰郷者』の文化的適応とエスニック・アイデンティティ」(博士論文)東京都立大学.

- 2006b. 「アフリカ系オマーン人の文化的適応
アラブとスワヒリのはざままで」『アジア経済』47
(3) 59-73.
- 高橋和夫 1993. 「バフレン人の誕生」酒井啓子編『国
家・部族・アイデンティティー アラブ社会の国
民形成』(研究双書427)アジア経済研究所 187-208.

外国語文献

- Eickelman, Dale F. 1989. "National Identity and Religious
Discourse in Contemporary Oman." *International
Journal of Islamic and Arabic Studies* 6(1) 1-20.
- Khalaf, S. 1999. "Camel Racing in the Gulf: Notes on the
Evolution of a Traditional Cultural Sport." *Anthropos*
94: 85-106.
2000. "Poetics and Politics of Newly Invented
Traditions in the Gulf: Camel Racing in the United
Arab Emirates." *Ethnology* 39(summer) 243-261.
- Ministry of National Economy 2006. *Statistical Year Book
2006*. Muscat: Sultanate of Oman. ([http://www.
moneoman.gov.om/mone/CONTENTS.htm](http://www.moneoman.gov.om/mone/CONTENTS.htm) 2007
年9月閲覧)
- Oman Daily Observer* 2005. "Rise in Omani Workforce."
Nov. 26.
- Wizāra al-dākhiliya 1983a. *Al-Jarīda al-Rasmīya*. (al-
'adad 256, 261, 269, 274) Masqaṭ: Saḷṭana 'Umān.
- 1983b. *Al-Marsūm al-sulṭānī raqam 3/83 bi
qānūn tanzīm al-jinsīya al-'Umāniya wa ta'adilātihi
wa al-qarār al-wizārī raqam 92/93 bi iṣḍār aḥkām
tanzīm zawāj al-'Umāniyīn min ajānīb*. Masqaṭ:
Saḷṭana 'Umān.

(おおかわ まゆこ / 日本学術振興会)